

○議長（小林哲雄）

日程第11 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成24年度中家村公園整備工事（繰越））を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、平成24年度中家村公園整備工事（繰越）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第52号 工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的、平成24年度中家村公園整備工事（繰越）。

2、契約の方法、条件付き一般競争入札。

3、契約金額、一金、6,883万5,361円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額）327万7,874円。

4、契約の相手方、神奈川県平塚市万田596番地1、湘南造園株式会社、代表取締役、眞壁潔さん。

5、工期、議会議決の日から平成26年3月7日まで。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

では、中家村公園整備について、概要を説明します。中家村公園は、平成17年4月1日に供用開始されました。今回の公園整備につきましては、地元中家村自治会の住民で組織される中家村公園検討委員会と整備内容について協議を行い、災害時の避難場所としての機能を有した公園として、平成17年に供用されたときの未整備だったトイレ、園路、広場等の整備のほか、防災機能を高める機能を追加して整備するものです。

では、整備の概要を説明します。次のページをおめくりください。事業概要書です。

事業名、平成24年度中家村公園整備工事（繰越）。

契約工期、議会議決の日から平成26年3月7日まで。

工事場所、開成町吉田島780番地。これは公園の代表地番となっております。

工事の概要としまして、公園整備事業、1式。面積、6,638平方メートル。

1、土工、1式。

2、擁壁工、L型擁壁、L＝3.2メートル、親水施設工、L＝6.3メートル、これは1カ所です。

3、塗装工、ダスト舗装、1,850平米、多目的広場、アスファルト舗装、1,232平米、園路及び駐車場です。木質系舗装、96平米、これは散策路の舗装になります。平板ブロック設置工、288平方メートル、こちらにつきましては、公園内につくるステージのところになります。

4、排水工、集水桝、3カ所、塩ビ管布設、20メートル。

5、付帯工、車止め設置、新設が10基、車止め移設が3基、こちらにつきましては、現在設置されている車止めの位置を変えるものでございます。あと舗装止め擬木工が160メートル、転落防止柵設置が5カ所。

6、施設工、四阿設置工、1基、トイレ設置が、1棟、19.6平方メートル、防火水槽設置、これは40トンの防火水槽を1基、あとベンチの設置が6基です。ベンチの設置につきましては、トイレの機能を有したベンチが2カ所、あとかまど機能を有したベンチが2カ所、一般的な背がついたベンチが2カ所になります。あと水飲み場設置が1基。

7、植栽工としまして、張芝工、899平方メートル、これはグリーンゾーンとステージのところです。植栽としまして、新植、中木が2本、低木が197本、主にこちらの197本は、アジサイとツツジ等になります。移植につきましては、中木が18本、低木につきましては75本。

8、移設工としまして、1式としまして、ゲートボール倉庫1棟、あと防災倉庫1棟、こちらにつきましては、現在、もう既に設置されています、ゲートボールの中の、使っていらっしゃる方の倉庫と、あと中家村自治会の防災倉庫が1棟ずつありますので、そちらをこの工事の中で移設をいたします。

あと9、取壊し工としまして、高木等の植栽の伐採が入っております。

次のページをご覧ください。入札の結果です。

1、事業名、平成24年度中家村公園整備工事（繰越）。

2、入札参加業者及び入札金額、予定価格、消費税抜きとしまして、7,357万円、消費税込み7,724万8,500円。調査基準価格、消費税抜き6,554万円、消費税込み6,881万7,000円、失格基準価格、消費税抜き6,186万1,500円、消費税込み6,495万4,575円。

その下に落札結果です。業者、1、湘南造園（株）、1回目入札金額6,557万4,870円、こちらのほうで、備考として落札しております。2番、（株）木村植物園、1回目入札、すみません。

○議長（小林哲雄）

もう一度、1回目の落札金額を。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

申しわけありません。1回目の落札金額6,555万7,487円。

2番、（株）木村植物園、1回目入札金額、6,880万円。

3番、（株）植藤、1回目入札金額が6,899万円。

次のページのところに、中家村公園の整備状況の図面を置いております。

図面の上が北側になっております。今回、色を塗った位置、中家村公園全体での公園整備を行います。

内容の説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。事業概要等について質問いたします。6番目の施設工が四阿1基、それからトイレ、防火水槽とありますけれども、四阿については、例えば、農村公園等を含めた、そういったものが設置されてくると、このように理解していいのかどうか。

それから、トイレの関係については、公園関係については、身障者、障害者を含めた、トイレ設置がここでも採用されているということで理解していいのかどうか。

それから、防火水槽については、40トンですけれども、防火水槽だけでなく、飲料水、例えば、災害時の関係を含めて、そこでも利用できると。いわゆる水道水を防火水槽に入れ込んでいると、こういう形の中で利用も可能だと受けとめていいのかどうか。事業のことで詳細な件ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

質問にお答えします。四阿につきましては、基本的には、災害時には、そちらのほうで休憩できるような施設等の機能を持つ。あと一般的な機能としましては、四足の支柱で立ったもので、真ん中に四角いベンチが置いてあるものであります。そこで休憩できるような機能であります。

バリアフリーの関係ですけれども、こちらの公園整備につきましては、やはりバリアフリーの条項に基づきまして、障害者、車椅子の方も使えるような形で、入り口の状況、あと勾配等、あとトイレにつきましても、基本的には多目的トイレ等を設置しまして、そういう方がご利用できるような形にしております。

あと防火水槽につきましては、機能的には防火水槽が主ですけれども、こちらにつきましては飲料水としても利用ができる防火水槽という機能のものを設置しております。基本的には約10年間使う、中の水道水を入れた中で、そちらが使えると。その中で、メーカーとしては、浄化装置をすぐ近くに設置しますので、そちらで浄化した水を飲んでいただくような形になります。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。この件については、以前、全協で資料をいただいて示されており

ますが、このときには多目的ゾーンと憩いゾーン、外周ゾーンという形で三つのゾーンがあったんですが、今回は外周ゾーンの部分が外れております。私はこの三つのゾーンが全て含めた形での工事かなと思ったんですが、ここの外周ゾーンを外れたわけを聞かせていただきたいというのと。

それから、公園内で高木を8本伐採するということになっておりますが、日影とか、憩いの場としては、高木があったほうが、あるいは緑地の関係でも有効なかなと思うんですが、この切らなければいけない理由ですね。伐採しなきゃいけない理由を教えてください。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

質問にお答えします。前回、全協でご説明した内容と一部内容が変わっているという部分につきましては、やはり地元の検討委員会の中で、一部ステージ等の設置という部分が、何か使ったときに使える。公園の多目的利用として使えるというものがありまして、そちらの整備で、ゾーンのわきを再度見直したと。

あと1点、高木の伐採につきましては理由が2点ありまして、まず1点が、現況、かなり危険な高木が多いという部分で、その危険な高木につきましては伐採をするのと、あと、民地に近いところ、背の高い高木につきましては、家のほうにその落ち葉がひっかかって、雨どい等で被害があるということなので、そういう高木につきましては伐採というものを今回入れてあります。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

ステージにつきましては、以前示された図面の中にもステージは入っているんですよ。その部分というのは変わっていないんじゃないかなと思います。

もう一つは、高木については現状もあるわけですから、今でもそういう落ち葉に関する苦情とか、支障が生じているのかどうかということを知りたいということと。

あともう一つは、ここに仕様が出ていますけれども、この仕様の内容と、いただいている図面等の数字が合致しない部分というのが幾つかあるのですが、例えば、グリーンゾーンにしても、面積が合わないですし、あと植栽等についても、随分数字が違いますが、これは図面上にあらわしていないということではよろしいんですか。それとも、この仕様が間違っているということですか。いずれでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

ゾーンの見直しということの中で、周回ゾーンという部分は、こちらには書いてなかったんですけれども、周遊する箇所は設けております。そちらのゾーンの部分を表示していないので、すみません、そちらのデータ、再度確認をいたします。

それとあと、落ち葉の関係につきましては、やはり検討委員会の中でも、そういう苦情がかなりあるというご意見が多数ありましたので、そういう意見を採用させていただきました。

あと数量につきましては、一部ステージの、今言いました芝のグリーンゾーンのところ、図面ではグリーンゾーンの面積しか書いていないんですけれども、ステージ周りの張芝のところをこちらの図面では省略させていますので、その辺の一部省略した数字との誤差が出ていると。そういう誤差です。

以上です。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

一部図面にあらわしていないということですが、ここに事業概要書が全てですよという考えでよろしいですね。はい、わかりました。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長、もう一度正しく答えてください。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

概要書の内容が正しい数字でございます。図面につきましては、一部数字を省略した部分での図面の整備をして、こちらの資料として提出しております。

○議長（小林哲雄）

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋久志です。舗装関係について質問をいたしますけれども、ダスト舗装、アスファルト舗装、木質系舗装と、それぞれの内容、用途に応じて舗装が書かれています。

私はやはり公園の関係から見て、親水、いわゆる水を通す舗装、こういった関係を含めて検討する必要があると思っているんですけれども、申しわけございませんけれども、そういう三つの舗装の内容が示されておりますけれども、これについての用途に応じた対応と内容を教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

これは契約案件なので、細部については予算のときにやったのか、ちょっと記憶にないのですが、極力契約内容の契約について絞ってください。とりあえず今のは認めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

質問にお答えします。舗装の用途及びその内容につきまして、ダスト舗装につきましては、多目的広場ということで、砂をまいた土系の舗装ということで、一般的な広場で使われている駅前公園なんかの広場と同じような形のものです。親水性があります。

その下のアスファルト舗装につきましては、園路と駐車場に布設するもので、基本的には、こちらは今回、透水性はない舗装で機能と思っています。こちらにつきましては、園路につきましては、要望としまして、災害時の車両をこの園路の中に通してほしいというような要望の中で、透水性舗装よりは一般的な舗装をかけて、基本的には周辺の園路のわきに全て水を落とす形になりますので、そちらの中での浸透が見込めるという形の中で一般的なアスファルト舗装にしております。

木質系舗装につきましては、木の皮をセメント系のもので固めた中で、クッション性のいい舗装という形で、こちらにつきましては透水性がある中で、人が歩いてもクッションがやわらかいということで、足に負担がないような舗装になっております。

○議長（小林哲雄）

ほかにご質疑ございますか。

山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今回の議案というのは、工事請負契約の締結後について、工事内容については、以前、審議等をしているんで聞くべきではないのかもしれないですけども、先ほど課長答弁の中では、内容が変わっているという話が出たのと、その部分で同僚議員から投げかけがあったと思います。

今回の提案理由の中では、前回可決した中家村公園工事の、要は繰越明許ですね。国の補助金の関係で、以前可決していた議案の工事に基づいて工事契約をしたという流れだと自分は思っていたんですけども、そこら辺の流れがわからなくなっちゃっているんですよ。

前回の、要は我々が承認した工事内容を見捨て、内容を変更して、いきなり工事の入札をしたのか、そこら辺ははっきりしてもらわないとわからないので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

本件工事に関しましては、予算審議の中でご説明をさせていただいた内容詳細にわたったものではないわけでごしまして、基本的に中家村公園の整備工事の内容が大幅に変わっていると、予算審議の段階と、そういったものではありません。詳細な部分について、変更というよりも仕様が変わったという部分はあるかもしれませんが、基本的な部分では変わっておりませんので、予算時期の根本的な部分が変わっていると、そういったことではございません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

基本的なものは変わっていないと。公園がいきなり何かの施設になるわけじゃない

んで、これを見れば、基本的なものは変わっていないというのはわかるんですけども、我々審議していく中で、よりよい施設を住民目線に立って協議をした中の意見を尊重しながら整備をやっていくということに賛成をしたという経緯があるんだと思うんですよ。そのような中で、軽微であっても、こういう意見があって、こういうふうに変更したとか、そこら辺の経緯を、本来であれば、これは工事請負の締結に対しての審議なんですけど、そこら辺の部分は細かく説明してもらったほうが理解できるのかなというふうに感じますので、軽微なのか、軽微でないのかは、我々が判断するんだと思うんですけど、そこら辺ちょっと報告をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

では、ご説明します。今回の公園整備の中で、前回、全協等でお示ししました図面と大きく変わっているところは基本にございませぬ。ただ、1点、水飲み場のところのかまどベンチという部分で、前は丸型のかまどベンチを5カ所と書いてあったのを、今回は流しタイプのベンチ二つに変わったところが大きな変更点になります。

あとゾーン分けした中の部分が消えているというのは、前回、説明したところでは、各施設について、菊川議員の言われたように、多目的ゾーン、憩いゾーン、周回ゾーンという形で、そういう部分を示した中でご説明をさせていただきましたけれども、今回、工事に当たっては、そういうゾーン分けの部分というのは、工事に対して、図面としては必要ない部分なので、その部分は省かせていただいた工事図面という形になっております。

あと細かな数字につきましては、具体的には少し変わっているところはありますけれども、大きく変わったところはありません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員、いいですか。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

先ほど高橋議員のご説明で、アスファルト舗装につきまして、一般的なアスファルト舗装と私からご説明しましたけれど、アスファルト舗装も透水性の機能を有したアスファルト舗装になっております。申しわけありませんでした。

○議長（小林哲雄）

菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今ここに前回もらった資料を持ってきました。これは3月の全協でいただいた図面なんですけど、この図面を見ますと、ステージの整備がありまして、その下側のほうに、今日出された図面の中にもあるんですけど、この部分で幾つか、これは工事範囲に入っているんだらうなと思うのは、ここの部分が入っているんですね。

詳細についてうたっております。ここは今回の工事内容から外れているんですが、この部分は修正されているんですか。それとも、初めから入っていなかったんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

今、菊川議員の言われました、外周ゾーンといいますのは、住宅地のすぐ横のところの植栽帯の部分だと思いますけれども、今回の植栽につきましても、こちらにつきましては、低木等の植栽及び移植という部分で、植栽工事の中には入っております。すみません。図面のほうでは抜けております。

それと、先ほど言いました親水設備の増設という部分の中で、ステージの裏に、親水式階段を当初設けていたんですけれども、こちらにつきましては、宅地の前のということなので、1カ所は取りやめまして、公園の前の親水施設だけになっております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

この資料は持っておられますよね。ここの下の部分にあるのが、親水設備の増設というのがあって、3-1-1で、ステージの整備、その下にコンクリート平板227平米とか、縁石64メートルというのがあるのですが、こういった部分は、今回の中に入っているんですか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

すみません。前回の全協で示しましたコンクリート平板の227平米、あと縁石64メートル、張芝136平米といいますのは、こちらはステージの整備の数量になっております。ちょっと旗上げの関係で、こちらに出しているもので、こちらの整備内容につきましては、ステージの整備のところの内容になっております。

ですから、今回お示ししました図面につきましては、ステージの整備の中の1式になっております。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

では、工事概要書の中では、それはどこにあらわれてくるんでしょうか、コンクリート平板だとか、縁石の部分というのは。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

まず、1点、平板ブロックという部分では、3の舗装工事の平板ブロック設置工という形になっております。芝張りにつきましては、7の植栽工の張芝工の中でグリーンゾーンという部分と、その下に後ろにステージという部分にありまして、こちらで一括した数量という形で挙げさせていただいております。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。判断つきませんか。よろしいですか。

山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。こういう誤解を招くような出し方、これは前回の審議の中で概要説明しているので、そのまま同じものを出せばいいんじゃないんですか。そこで軽微な変更があるのではあれば、こういうのを軽微に変更したといえ、我々も理解するし、その中で、例えば、6,500万に対して10%が軽微なのか、軽微でないのかとか、そういう判断なんかも出てくるとは思うんですが、やはり前回の部分と説明の概要が変わってくると、不信感というのが出てくると思うんですよ。何かやっているんじゃないとか、そういうのが出てくるので、前の条件と同じような資料は出てこないのかどうか。誤解が出たまま議決に入るというのも、いかがなものかなというので、先ほど変更があったということがなければ、そのまま前と同じなんだなというので理解したんですが、変更があったと答弁があったので、そこら辺、前回との対比の中で示してもらいたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

前回の全員協議会等でご説明をさせていただいた中と、基本的に今回お示ししている図面、工事内容等については、先ほどから申し上げているとおり、軽微な変更はありましたけれども、基本的な部分は変わっておりません。したがって、いわゆる事業概要書の内容が基本的なものとお考えいただいて結構だと思います。表示について、余り詳細な部分についてはここでは触れておりません。繰り返しになりますが、基本的な部分については変わっておりません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

山田議員も言われるように、私も同じ思いで、私はどちらかといえば、今までの職業柄、図面で見ちゃうんですね。図面と仕様で照らし合わせてどうかという見方をするんです。これは技術者みんなそうだと思うんですよ。詳細を見るためには、図面を見て、仕様書を見ないと判断できないんです。発注する側もそうなんですよ。仕

様書をちゃんをつくって図面を書いて、それで発注してやらないと、絶対相違が出てきますので、そういう意味では、言われるように誤解を招くものだと思いますし、私も今の説明を聞かないと、この件に関しては反対で立たなかろうというふうに決めて来ましたが、もう少しそのところは、今後わかりやすくしていただきたいなと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

提出した図面につきましては、前回の全協で提出した図面と、かなり省いた形で出してしまったことについては申しわけありません。今回、こういう機会の中で、修正箇所等を示した図面がちゃんと提出できればということで、今後、そういう形で図面のほうは作成させていただきます。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。質疑ございませんね。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第52号 工事請負契約の締結について（平成24年度中家村公園整備工事（繰越））、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。